

(別添)

## 令和6年度鳥取県放射線研修に係る企画運営委託業務仕様書

### 1. 目的

鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)において、原子力災害発生時の住民の避難先としている県東部・中部地域の住民や市町・県の職員等が、放射線や放射線防護、放射線の人体や環境への影響、避難者の受け入れ体制などについて正しい知識を習得することを目的とする。

### 2. 業務の名称

令和6年度鳥取県放射線研修に係る企画運営委託業務(以下「本業務」という。)

### 3. 本業務の内容

本業務は、当該研修の実施に係るすべての企画運営(講師の選定、講師に対する謝金及び交通費の支払い、研修内容に係る講師との調整並びに研修資料に係る権利処理を除く)とし、業務の具体的な内容は7に示すとおりとする。

### 4. 研修の概要

#### (1) 実施時期及び場所

令和7年2月末日までに鳥取市及び倉吉市でそれぞれ1回ずつ実施する。

#### (2) 受講対象者及び定員

一般の県民及び原子力行政を担う関係自治体の職員及び防災関係機関の職員等  
各回とも30名以内

### 5. 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

### 6. 研修の実施体制

#### (1) 業務実施責任者(1名以上)

受注者は、本業務を実施する上での実務上の責任者を1名以上選任し、本業務全般の指揮・統制に当たらせるとともに、研修の実施体制の確認・確立に当たらせること。

#### (2) 補助員(1名以上)

受注者は、会場での受付、資料配布、司会進行等の業務を担う補助員を1名以上選任すること。

### 7. 受注者が担任する業務及び内容

#### (1) 研修の実施に係る事務

##### ア 研修計画の作成

受注者は発注者と協議のうえ、業務の目的に即した研修の進行要領、開催会場、開催時期等を決定して研修計画(研修工程及び研修体制)を作成すること。研修計画は、必要に応じて逐次見直すこと。

##### イ 会場の準備

会場は、受講者の定員を収容するとともに、車いすでの入室が可能な構造を有し、研修の運営を滞りなく実施できる空間を有するものとする。

また、講演の実施に必要な映像資料の投影又は映写、空調、照明、音響設備その他研修を円滑に実施するために必要な設備を有することを要する。

##### ウ 募集案内

受注者は、研修の概ね1か月前までに、開催通知、募集案内その他受講に必要な情報を掲出したウェブサイト構築しこれを公開するものとする。なお、公開に当たり必要なサーバ等の設備は、受注者の責任で準備する。

このウェブサイトは、4(1)に掲げる研修が終了して1週間を経過した日に閉鎖することができる。

## エ 講師の接遇

受注者は、主として発注者が選定する講師の接遇を担うものとする。接遇は、社会通念に照らし合理的な範囲で対応すれば足るものとし、謝金及び交通費の支払いは要さない。

## オ 受講者の受付及び情報の管理等

受注者は、受講に関する問い合わせに対応するとともに研修の受講を適宜の方法で受け付けることとし、受講が決定した受講者には受講の決定通知を適宜の方法で行うこととするこの際、受付漏れ及び個人情報の管理に万全を期すこと。

## カ 研修資料の準備

講師が準備した研修資料は、受注者が印刷し受講者に配布する。研修資料に映像資料が含まれるときは、その使用許諾を含む権利の処理は発注者が行うものとする。

## キ 研修資料等の準備等

研修資料は、研修実施の1週間前までに受講者に送付すること。但し、研修の内容に映像資料が含まれるときは映像資料を省くことができる。なお、この送付は、ウェブサイトに掲載して、適時にダウンロードできるようにすることで足るものとし、受講者からの求めがあったときは必要に応じて郵送によることができるものとする。

## ク 手話通訳者の配置

講演の内容を同時通訳する手話通訳者を会場に配置すること。但し、研修当日に聴覚障がい者の参加がないなど、手話通訳者の配置が必要ないと認められることが明らかである場合を除く。

## ケ アンケートの実施

受注者は、あらかじめ発注者の確認を得て受講者に対するアンケートを実施するとともにその結果を集計し、発注者に報告する。当該報告は、(3)に掲げる実施結果報告書に代えることを妨げない。

## コ その他の対応

研修実施の当日のその他の対応は次に掲げるとおりとする。

(ア) 受注者は研修を円滑に進めるため、司会、進行、時間管理等を行うこと。

(イ) 受講者の受付を行い、受講者の入退出管理を行うこと。

(ウ) 研修の実施状況を記録撮影し、後日発注者に提供すること。

(エ) 受講者からの質問があったときは、これに対する質疑応答を記録すること。

## (2) 業務実施報告書の提出

受注者は本業務の終了の日から10日以内に研修開催日時、受講者数、実施内容(講師資料、アンケート調査結果、記録写真など)を添付した業務実施報告書を作成し、発注者の確認を受けること。

業務実施報告書の内容には次に掲げる事項を含めるものとし、電子データ及びこれを印刷した紙媒体のもの(A4カラー両面刷り1部)をファイルして提出するものとする。

ア 研修の概要

イ 研修実施体制表

ウ 日程

エ 受講者名簿(実績)

オ 研修で使用したテキスト、講師資料、研修レポート

カ 講義及び質疑応答の議事録

キ 開催状況の写真

ク アンケート調査結果

## 8. 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

## 9. 再委託の制限

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の

理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受注者は、承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に、前項に掲げる個人情報の保護に係る遵守事項を含め、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負うものとする。

#### 10. 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担によりこれを行うこと。

#### 11. 完了報告及び検査

- (1) 受注者による7(2)の業務実施報告書の提出を以て業務完了報告とし、発注者がこれを受理することにより業務完了とする。
- (2) 発注者は、業務実施報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

#### 12. 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停(発注者及び受注者が協議の上専任された調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### 13. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。